

令和5年1月31日
建 設 局

都立日比谷公園大音楽堂の再整備に関する基本方針

1 本方針の目的

東京都は、「都立日比谷公園再生整備計画」（令和3年7月策定）に基づき、改築後約40年が経過し老朽化が進んでいる日比谷公園大音楽堂（以下「大音楽堂」という。）について、民間事業者のノウハウ等を活用して再整備を行い、施設の機能向上や日比谷公園の更なる賑わい創出を図ることを目指している。

本方針は、施設の再整備を着実に進めていくにあたり、都の基本的な考え方を示すものである。

2 再整備の考え方

以下の視点に基づき大音楽堂を改築することとし、都市公園法に基づく公募設置管理制度（以下「Park-PFI」という。）を活用し、再整備を行う。

（1）民間事業者のノウハウや資金を活用した整備と管理運営

- ・ 整備及び管理運営を行う事業者を公募により選定し、民間事業者のノウハウや資金を活用し、効率的かつ良好なサービスを提供する。
- ・ Park-PFIにおける特定公園施設を大音楽堂及び外周部とし、公募対象公園施設として軽飲食店や売店等を設置する。
- ・ 2023年に開設から100周年を迎える大音楽堂の歴史を継承しつつ、「野音のこれから100年」に相応しいデザインへとリニューアルを行う。

（2）賑わいと憩い空間の創出

- ・ 公募対象公園施設について、大音楽堂と周辺の園地を一体的に整備することにより、利用者の利便性向上を図ると共に、更なる賑わいや憩い空間を創出する。

（3）施設の利用促進と多様なジャンルの文化の発信

- ・ 施設の騒音対策や暑さ対策等を行いつつ、平日の更なる利活用を図るため、コンサート以外の利用も促進し、多様な文化の発信拠点を目指す。
- ・ 利便性向上と利用促進を図ると共に、「野音のこれから100年」を象徴する施設として、野外音楽堂ならではの開放感を維持することを前提に、ステージ上及び観客席前方に屋根を設置する。
- ・ 施設の利便性を高めるため、控室やバックヤードなどの機能拡充を図る。

（裏面に続く）

3 今後のスケジュール（予定）

- ・令和5年6月頃 公募設置等指針の配布
- ・令和5年度末 公募設置等計画の認定
- ・令和6年度以降 設計、工事

※公募設置管理制度（Park-PFI）とは

都市公園において飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上に資する公園施設（公募対象公園施設）の設置と、設置した施設から得られる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備や、改修等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度